



三木市 位置図

都市計画法施行条例(平成14年兵庫県条例第25号)第5条第3項規定による指定区域及び同条例第6条第2項において準用する第5条第3項の規定による建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる住宅によって専ら構成される集落

1 南ヶ丘・桜ヶ丘地区

凡 例	
-----	行政区域界
————	都市計画区域界
————	市街化区域・市街化調整区域界
	図面参照 第一種低層住居専用地域
	図面参照 第二種低層住居専用地域
	図面参照 第一種中高層住居専用地域
	図面参照 第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	外壁の後退距離の限度1.0M
	地域境界線 道路・河川・水路等中心その他
	容 積 界
	三木市都市計画道路
	都市計画公園・緑地
	その他公園境界線
	平成17年DIDD
	土地区画整理事業施行区域
	地区計画
	その他都市施設

第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域(建築物の高さの限度:10M)

凡 例	
	指定区域及び認定集落
1 〇〇地区	集落番号・集落名

